所定疾患施設療養費算定状況の公表について

平成24年度の介護報酬改定より、介護老人保健施設において利用者様の医療ニーズに適切に対応するという観点から、 所定の疾患を発症した場合における施設での医療について、評価されることになりました。 当施設では、所定疾患施設療養費を適切に算定し、利用者の皆様が安心して施設生活を継続できるよう努めて参ります。 厚生労働省が定める基準に基づき所定疾患施設療養費の算定状況を公表いたします。

【算定要件】当施設は所定疾患施設療養費(Ⅰ)を算定

① 肺炎等により治療を必要とする状態となった入所者様に対し、治療管理として 投薬、検査、注射、処置等が行われた場合に、1回に連続する7日間を限度とし、月1回に限り算定するものとし、1月に連続しない 1日を7日間算定することは認められないものであること。

② 所定疾患施設療養費と緊急時施設療養費は同時に算定することはできないこと。

③ 所定疾患施設療養費(Ⅰ)の対象となる入所者の状態は次の通りであること。

→ 肺炎、尿路感染症、帯状疱疹(抗ウイルス剤の点滴注射を必要とする場合)蜂窩織炎、慢性心不全の憎悪

④ 肺炎及び尿路感染症については、検査を実施した場合のみ算定できるものであること。

⑤ 慢性心不全の増悪については、原則として注射又は酸素投与等の処置を実施した場合のみ算定できるものとし、 常用する内服薬を調整する事のみの場合では算定できないこと。

⑥ 算定する場合にあっては、診断名及び診断に至った根拠、診断を行った日、実施した投薬、検査、注射、処置の内容等を診療録に記載しておくこと。なお、近隣の医療機関と連携した場合であっても、同様に、 医療機関で行われた検査、処置等の実施内容について情報提供を受け、当該内容を診療録に記載しておくこと。 また、抗菌薬の使用に当たっては、薬剤耐性菌にも配慮するとともに、肺炎、尿路感染症及び帯状疱疹の 検査・診断・治療に関するガイドライン等を参考にすること。

⑦ 当該加算の算定開始後は、治療の実施状況について公表することとする。

⑧ 当該介護保健施設サービスを行う介護老人保健施設の医師が感染症対策に関する内容(肺炎、尿路感染症、帯状疱疹及び蜂窩織炎に関する標準的な検査・診断・治療及び抗菌薬等の適正使用、薬剤耐性菌)を 含む研修を受講していること。ただし、感染症対策に関する十分な経験を有する医師については、感染症対策に関する研修を受講した者とみなす。

令和6年度　所定疾患療養費　実施状況

疾患名	実績	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
肺炎	人数	2	1	2	2	1	4	1	2	7	2	4	3	31
	日数	10	7	10	6	4	14	7	7	36	7	23	12	143
尿路感染	人数	12	6	7	7	7	2	2	7	3	7	3	3	66
	日数	55	27	36	29	35	8	11	37	14	37	11	13	313
帯状疱疹	人数	0	1	0	0	0	1	2	0	0	0	0	0	4
	日数	0	7	0	0	0	4	9	0	0	0	0	0	20
蜂窩織炎	人数	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	日数	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0